

～児童通所支援利用に対する多子軽減のご案内～

1 制度の内容

就学前の児童が2人以上いる世帯で1人目が保育所・幼稚園・障害児通所支援等に通い、2人目以降の児童が障害児通所支援を利用した場合に自己負担額が軽減されます。

軽減される額は就学前児童が2人目の場合、通所給付費の自己負担額の100分の10から100分の5となり、3人目以降の児童の場合、利用者負担額は0円となります。



表1 【多子軽減措置適用の場合】

対象者	多子軽減措置適用時の利用者負担額
兄又は姉が保育所・幼稚園等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第2子	障害児通所支援の総費用の100分の5
兄又は姉が保育所・幼稚園等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第3子以降の者	0円

下記、利用者負担上限月額に対して多子軽減措置が適用となります。

表2 【利用者負担上限月額】

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

※障害児通所支援は児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援に限ります。

放課後等デイサービスは対象にはなりません。

※認可外保育所などは対象外となります。

平成28年度以降は年収約360万円未満相当の世帯（世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満）である場合には、兄姉の年齢が18歳未満であれば、就学前児童にかかわらず、第1子、第2子としてカウントをします。

2 申請・流れについて

障害者支援課の窓口に必要なものをご提出ください。

- 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

申請書裏面欄「Ⅱ多子軽減措置に関する認定」部分の該当するところに○印を付けてください。

- 通園証明書（兄又は姉が通う保育園、幼稚園等の証明）
- 印鑑（シャチハタ不可）

審査のうえ、対象となる場合には新しい受給者証が交付されます。事業所に多子軽減措置適用となっている旨をお知らせしてください。その後、障害児通所給付サービスを利用するときには軽減後の利用金額を支払うこととなります。

3 チャート

